

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

今井地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	3 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区は、高齢化や後継者不足が顕著であり、今後5年以内にリタイアや規模縮小意向の農業者が多数出てくることが予想されるが、地域内の担い手だけでは全ての農地を維持・管理することは困難なため、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、土地所有者を含めた地域内の農業者が一体となって、この課題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
上町地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月22日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	5 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機事業の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
本地区は、高齢化や後継者不足が顕著であり、今後5年以内にリタイアや規模縮小意向の農業者が多数出てくることが予想されるが、地域内の担い手だけでは全ての農地を維持・管理することは困難なため、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、土地所有者を含めた地域内の農業者が一体となって、この課題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

下町地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	7 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区は、高齢化や後継者不足が顕著であり、今後5年以内にリタイアや規模縮小意向の農業者が多数出てくることが予想されるが、地域内の担い手だけでは全ての農地を維持・管理することは困難なため、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、土地所有者を含めた地域内の農業者が一体となって、この課題解決に取り組む必要がある。

。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
願連寺地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月22日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	8 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機事業の活用方針
6. 地域農業の将来のあり方
中心経営体への農地集積を図っていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

池田地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	5 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区は、高齢化や後継者不足が顕著であり、今後5年以内にリタイアや規模縮小意向の農業者が多数出てくることが予想されるが、地域内の担い手だけでは全ての農地を維持・管理することは困難なため、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、土地所有者を含めた地域内の農業者が一体となって、この課題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
久妙寺地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月22日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数

法人	2 経営体
個人	4 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機事業の活用方針
6. 地域農業の将来のあり方
平成30年に設立された農事組合法人久妙寺生産組合を中心に農地を集約していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

古田・御陣家地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	9 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区は、高齢化や後継者不足が顕著であり、今後5年以内にリタイアや規模縮小意向の農業者が多数出てくることが予想されるが、地域内の担い手だけでは全ての農地を維持・管理することは困難なため、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、土地所有者を含めた地域内の農業者が一体となって、この課題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

徳能地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	9 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

6. 地域農業の将来のあり方

農事組合法人徳能を中心として、中心経営体に農地を集約していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
高知地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	13 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区は、高齢化や後継者不足が顕著であり、今後5年以内にリタイアや規模縮小意向の農業者が多数出てくることが予想されるが、地域内の担い手だけでは全ての農地を維持・管理することは困難なため、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、土地所有者を含めた地域内の農業者が一体となって、この課題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

徳能出作地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	5 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

6. 地域農業の将来のあり方

農事組合法人トクデを中心に、中心経営体に農地を集約していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

古田新出地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	3 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区は、高齢化や後継者不足が顕著であり、今後5年以内にリタイアや規模縮小意向の農業者が多数出てくることが予想されるが、地域内の担い手だけでは全ての農地を維持・管理することは困難なため、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、土地所有者を含めた地域内の農業者が一体となって、この課題解決に取り組む必要がある。

。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
田滝地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月22日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数

法人	3経営体
個人	25経営体
集落営農（任意組織）	0組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機事業の活用方針
6. 地域農業の将来のあり方
中心経営体に農地を集約していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

馬場・三天地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2 経営体
個人	12 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

6. 地域農業の将来のあり方

国営ほ場整備事業の関係で、今後設立される予定の農事組合法人に農地を集約していく。

。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

宮下地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	10 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区は、高齢化や後継者不足が顕著であり、今後5年以内にリタイアや規模縮小意向の農業者が多数出てくることが予想されるが、地域内の担い手だけでは全ての農地を維持・管理することは困難なため、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、土地所有者を含めた地域内の農業者が一体となって、この課題解決に取り組む必要がある。

。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

古市地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	2 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区は、高齢化や後継者不足が顕著であり、今後5年以内にリタイアや規模縮小意向の農業者が多数出てくることが予想されるが、地域内の担い手だけでは全ての農地を維持・管理することは困難なため、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、土地所有者を含めた地域内の農業者が一体となって、この課題解決に取り組む必要がある。

。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
福田・光下田地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月22日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数

法人	3経営体
個人	5経営体
集落営農（任意組織）	0組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機事業の活用方針
6. 地域農業の将来のあり方
国営ほ場整備事業の関係で、今後設立される予定の農事組合法人に農地を集約していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
筋違地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	4 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区は、高齢化や後継者不足が顕著であり、今後5年以内にリタイアや規模縮小意向の農業者が多数出てくることが予想されるが、地域内の担い手だけでは全ての農地を維持・管理することは困難なため、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、土地所有者を含めた地域内の農業者が一体となって、この課題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
辻堂・八反地地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月22日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数

{	法人	4経営体
	個人	2経営体
	集落営農（任意組織）	0組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機事業の活用方針
6. 地域農業の将来のあり方
国営ほ場整備事業の関係で、今後設立される予定の集落営農組織を中心に、中心経営体に農地を集約していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

土居地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	3 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

6. 地域農業の将来のあり方

国営ほ場整備事業の関係で、今後設立される予定の集落営農組織を中心に、中心経営体に農地を集約していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
北野・国広・奥明地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月22日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数

法人	0経営体
個人	4経営体
集落営農（任意組織）	0組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機事業の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
本地区は、高齢化や後継者不足が顕著であり、今後5年以内にリタイアや規模縮小意向の農業者が多数出てくることが予想されるが、地域内の担い手だけでは全ての農地を維持・管理することは困難なため、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、土地所有者を含めた地域内の農業者が一体となって、この課題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
新出・天皇地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月22日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	15 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機事業の活用方針
6. 地域農業の将来のあり方
当面、中心経営体への農地集積を図りながら、将来的には集落営農を目指す。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
中長野地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月22日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数

法人	2経営体
個人	10経営体
集落営農（任意組織）	0組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機事業の活用方針
6. 地域農業の将来のあり方
国営ほ場整備事業の関係で、今後設立される予定の集落営農組織を中心に、中心経営体に農地を集約していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

西長野地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0経営体
個人	17経営体
集落営農（任意組織）	0組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区は、高齢化や後継者不足が顕著であり、今後5年以内にリタイアや規模縮小意向の農業者が多数出てくることが予想されるが、地域内の担い手だけでは全ての農地を維持・管理することは困難なため、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、土地所有者を含めた地域内の農業者が一体となって、この課題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
兼久地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月22日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数

法人	3経営体
個人	3経営体
集落営農（任意組織）	0組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機事業の活用方針
6. 地域農業の将来のあり方
当面、中心経営体への農地集積を図りながら、将来的には集落営農を目指す。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
林地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月22日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	2 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機事業の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
本地区は、高齢化や後継者不足が顕著であり、今後5年以内にリタイアや規模縮小意向の農業者が多数出てくることが予想されるが、地域内の担い手だけでは全ての農地を維持・管理することは困難なため、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、土地所有者を含めた地域内の農業者が一体となって、この課題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

高松地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	4 経営体
個人	14 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

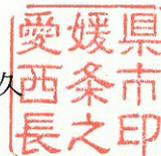
6. 地域農業の将来のあり方

本地区は、高齢化や後継者不足が顕著であり、今後5年以内にリタイアや規模縮小意向の農業者が多数出てくることが予想されるが、地域内の担い手だけでは全ての農地を維持・管理することは困難なため、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、土地所有者を含めた地域内の農業者が一体となって、この課題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
川根地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月22日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数

法人	3経営体
個人	11経営体
集落営農（任意組織）	0組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機事業の活用方針
6. 地域農業の将来のあり方
二つの集落営農法人を中心に、中心経営体に農地を集約していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

関屋地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	8 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区は、高齢化や後継者不足が顕著であり、今後5年以内にリタイアや規模縮小意向の農業者が多数出てくることが予想されるが、地域内の担い手だけでは全ての農地を維持・管理することは困難なため、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、土地所有者を含めた地域内の農業者が一体となって、この課題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

石経地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	12 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区は、高齢化や後継者不足が顕著であり、今後5年以内にリタイアや規模縮小意向の農業者が多数出てくることが予想されるが、地域内の担い手だけでは全ての農地を維持・管理することは困難なため、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、土地所有者を含めた地域内の農業者が一体となって、この課題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

来見地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1経営体
個人	13経営体
集落営農（任意組織）	0組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区は、高齢化や後継者不足が顕著であり、今後5年以内にリタイアや規模縮小意向の農業者が多数出てくることが予想されるが、地域内の担い手だけでは全ての農地を維持・管理することは困難なため、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、土地所有者を含めた地域内の農業者が一体となって、この課題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

湯谷口地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	6 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区は、高齢化や後継者不足が顕著であり、今後5年以内にリタイアや規模縮小意向の農業者が多数出てくることが予想されるが、地域内の担い手だけでは全ての農地を維持・管理することは困難なため、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、土地所有者を含めた地域内の農業者が一体となって、この課題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

志川地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	9 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

6. 地域農業の将来のあり方

当面、中心経営体への農地集積を図りながら、将来的には集落営農を目指す。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
寺尾地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月22日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	6 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機事業の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
本地区は、高齢化や後継者不足が顕著であり、今後5年以内にリタイアや規模縮小意向の農業者が多数出てくることが予想されるが、地域内の担い手だけでは全ての農地を維持・管理することは困難なため、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、土地所有者を含めた地域内の農業者が一体となって、この課題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
丹原町明穂地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月22日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数

{	法人	0 経営体
	個人	5 経営体
	集落営農（任意組織）	0 組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機事業の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
本地区は、高齢化や後継者不足が顕著であり、今後5年以内にリタイアや規模縮小意向の農業者が多数出てくることが予想されるが、地域内の担い手だけでは全ての農地を維持・管理することは困難なため、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、土地所有者を含めた地域内の農業者が一体となって、この課題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

桜樹地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	4 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区は、高齢化や後継者不足が顕著であり、今後5年以内にリタイアや規模縮小意向の農業者が多数出てくることが予想されるが、地域内の担い手だけでは全ての農地を維持・管理することは困難なため、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、土地所有者を含めた地域内の農業者が一体となって、この課題解決に取り組む必要がある。